

## 平成27年度第2回射水市中小企業振興等協議会議事録

- 1 開催日時 平成28年2月22日(月)午後2時30分～午後4時10分
- 2 開催場所 新湊消防署3階大ホール
- 3 出席者 添付名簿、席次表参照
- 4 欠席者(代理出席者)  
木村委員、古谷委員、山岸委員、宮崎委員(荻浦富山県経営支援課課長補佐)、森委員(松田北陸銀行新湊支店副支店長)

### 5 協議事項

- (1) 射水市まち・ひと・しごと創生総合戦略について
- (2) 射水市学生企業訪問支援事業・合同企業説明会事業について
- (3) 平成28年度予算について
- (4) 中小企業専門家活用支援事業について
- (5) 高岡管内の雇用状況及び雇用の確保の支援について

### 6 意見口述(概要)

#### 5(1)・(2)について

**【委員長】** 総合戦略基本目標3「市の魅力を内外に発信し、新しい人の流れづくり」の数値目標である純移動数の基準値は過去5年間(平成22～26)で転出が多かったということか。

**【事務局】** おっしゃるとおり、転出が多かった。

**【委員長】** それを総合戦略では、206人の転出に抑えるということか。どのような目途で数値目標を立てたのか。

**【事務局】** 他市町村もそうだが、特に転出が多いのは若い世代である。高校卒業後、県外の大学に進学し、そのまま現地で就職してしまい帰ってこないことが多い。一方、高齢者などは人口の移動が少ない点も考慮し、総合的に数値目標を設定した。

**【委員】** 県立大学は募集定員を増やし、将来的には学生が現在の2倍になる予定。だまっても学生は増える。学生が増えるのと、地域の人が増えるのはちょっと違うと思う。これらは分けて考えるべきだ。

**【事務局】** 県立大学生の転入とUIターンの定着は分けて考えたい。

【委員】 名古屋方面から県立大学へ来る学生は、射水市は育ててもらったところだからといって、観光でまた来る人も多いと聞く。県外へ行った人々との情報の繋がりを持つということが重要だ。射水に戻ってくるときには、家族も一緒に戻ってくるという例もある。そのような仕組みをつくるのが重要だという学生の意見もあったので、頭の片隅に入れておいてほしい。

【事務局】 そのような学生の意見も重要だと考えるので、また参考にさせてほしい。

【副委員長】 総合戦略を一言で表す言葉はあるのか。例えば、総合戦略の表題「選ばれるまち快適安心居住都市 いみず」も、市町村名を変えれば他市町村名に変えても通用しそうだ。誰にでもわかりやすいキャッチフレーズが欲しかった。

【事務局】 市民が住んでみたいと思ってもらえるまち、安心・安全に暮らせるまちをつくる、という思いがあった。

【委員長】 ご指摘のとおり、今回の総合戦略に限らず、総合計画というのは得てして似たようなものになりがちである。

【委員】 他市町村では自らをPRするコマーシャルがたくさんある。しかし、射水市の総合戦略は説明を聞いても、その魅力やアピールポイントが見えてこない。

【委員】 射水市の総合戦略は、すべてを公に出そうと思っていて、逆にポイントが見えてこない。他市町村のものは、キャッチフレーズも確かにある。射水市もいいところもあり、子育て支援にも注力している。子供を育てやすいところに加えて、働く場所もコストコやコールセンターがあり、人手不足であることから、その意味では働きやすいところでもあると思う。この総合戦略とは別に多くの施策の中から取捨選択し、順序を示して、市民・県民にわかるものをつくり、PRしていくべきである。

【委員長】 今回の策定には、各方面からの意見は聞いたのか。

【事務局】 今回の総合戦略作成にあたっては、庁内と産学官金から構成する推進委員会にて協議し、策定した。

【委員長】 これは確定したことなので、これからの変更は難しい。

【事務局】 話は少しそれるが、来年度予算のキャッチフレーズは「未来へつながるいみず次世代交流予算」である。射水市は以前から子育て支援に注力しており、来年度も「子供・子育て総合支援施設の整備」と大きな事業がある。「射水市は何をやっているのか」というご意見も頂いたが、射水市は今まで子育て支援に注力してきたことはご理解いただきたい。

5 (3)・(4) について

【委員】 (専門家活用支援事業に関して) 国の支援事業では、ものづくり補助金というものがあるが、中小企業がこの申請を行う際は、県立大学がPRの一環として教員が無料で対応をしている。今年で4年目になり6社に支援を行ってきたが、無料で対応するのはそろそろ限界だ。また、実際に申請された中小企業にお金が欲しいとはなかなか言いづらい。具体的な行動を行う際に行政からの支援はいただけないか。

【委員長】 この専門家とは具体的にどのような職種の人か。

【事務局】 支援機関によって異なるが、中小企業診断士や税理士、ものづくりの関連ならば、知的財産関係の専門家と様々な専門家がいる。

【委員長】 支援機関によっては専門分野が重なるところもあるし、そうでないところもあると。

【委員】 ものづくり補助金の申請に関して言えば、中小企業はアイデアはもっているが、それを具体化するためのストーリーを描けていないことが多い。それがわかってはじめて申請ができる。

【委員】 富山県新世紀産業機構の専門家派遣事業では、経営に関するあらゆる相談を受けており、専門家も100名以上いる。ものづくり補助金については、申請書の代行は行っていない。中小企業がやりたいことを粗々でいいから書いてもらい、それに基づいて書き方等をアドバイスする。専門家派遣の前に、富山県新世紀産業機構のよろず支援拠点の中小企業診断士がアドバイスする。業務請負は専門家派遣事業では行っていない。あくまでも中小企業が経営実態をふまえどう改善していくかというところを支援する。はじめに計画ありきであり、補助金ありきではない。

【委員】 中小企業からすれば、やりたいけど手が出せていない。経営支援の計画や社内の基準をつくるときはそれでいい。ただ、会社の技術を伸ばすときやアイデアを形やデザインにすることは大学に来ることが多い。しかし、なかなか解決しないのが現状である。3～5万円あれば基礎データを収集できるし、それを基に補助金申請もできる。こういった点の支援はいただけないか。

【事務局】 この事業は本人負担の半分補助が原則となっている。その決まり事を県立大学で確立できればと思う。

【委員】 補助金申請の際にも、大学の支援を受けているということがわかれば、それも有利に働くのではと考える。

【事務局】 まだ未定であるが、県西部6市連携事業の中に盛り込める可能性もあるので、改めてご相談させていただきたい。

【委員】 国だけでなく、県の補助金の時も同様だ。申請前の準備段階での支援があればもっとスタートしやすい。

【委員】 富山県新世紀産業機構には、産学官連携推進センターがある。中小企業がある程度技術に特化したことを大学と連携して行うものには、100パーセントの補助があるが、それ以外の地域資源や農商工連携の分野や小規模企業については、申請書類の書くことが不得手な部分もある。その際のお金については、大学の地域連携でやっていくことも一つの手かと思う。委員のおっしゃるとおり、入口の段階で大学からの支援を受けているのであれば、審査の際の評価が高まるということは確かにある。

【委員長】 この専門活用支援事業は現段階では案ということだが、補助率2分の1で上限3万円という点に関しては何か意見はあるか。

【委員】 富山県新世紀産業機構の上限回数は8回だが、多くの企業に使ってほしいので、実際は6回程度で行うことが多い。富山県新世紀産業機構のメニューを利用するのであれば適正な範囲と考える。ただ、ひとつ気になるのは、中小機構北陸本部の専門家派遣事業はミラサポが実施している3回まで無料だったと思うが、他にもメニューはあるということか。

【事務局】 中小機構北陸本部では、そのメニューの他に「専門家継続派遣事業」や「販路開拓コーディネート事業」などいくつかの専門家派遣事業を実施している。

【委員】 富山県新世紀産業機構は初回から有料なので、最初はやはりミラサポなど、無料のものから使っていくことが多い。中小機構北陸本部も対象に入れておくことはいいと思う。

【委員長】 でしたら、原案どおりにしてよろしいか。

【委員】 私は、問題ないと思う。

【委員】 (来年度予算に関して) 来年度予算に「中小企業販路拡大支援事業」があり、今年度も実施していると思うが、今年度の執行率は。

【事務局】 今年度は173万円の助成額である。もう少し実績があってもよかった。企業への周知が進んでないと思い、年2回商工団体への会報でPRも行ったが、実績は思ったほど伸びなかった。

【委員】 この事業は自己負担が半分だが、それも厳しいのかもしれない。例えば、市が県外の展示会に出展して、そこに出展する企業を募集する方法もある。募集の際も企業の規模を限定するなど、やり方はいろいろある。

【事務局】 県内市町村に例はあるか。

【委員】 県内にはない。他県市町村にはあるようだ。富山県新世紀産業機構では信用金庫が実施している「しんきんビジネスフェア」に出展し、そのスペースを創業間もない企業に無料で提供している。

#### 5（5）について

【委員長】 （平成 28 年 3 月 1 日からハローワークでは労働関係法令があった事業所の新卒求人の受付は行わないことに関して）労働関係法令違反があった事業所は外部からはわかるのか。

【委員】 外部公表はしていない。

【委員長】 労働基準法だけでなく、男女雇用機会均等法や育児介護休業法も対象なのか。

【委員】 おっしゃるとおり、厚生労働省が関与している法律についてはカバーしている。新卒求人だけではなく、中途採用の求人も受けなくなるだろう。

【委員長】 ありがとうございます。大変貴重なお話を聴くことができた。私たちも多くの情報をキャッチして、それらを活用し、見識を深めたいと思う。